

## \* 「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

2012年(平成24年)4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設においてご入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

## \* 算定要件

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。  
肺炎・尿路感染症・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

## \* 主な治療内容

### 肺炎

血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

### 尿路感染症

血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

平成29年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	2	2	2	5	8	15	1	3	6	4	10	58
	日数	0	9	12	8	28	38	80	6	19	25	23	64	312
尿路感染	人数	2	3	2	1	2	0	1	1	3	4	3	2	24
	日数	12	17	14	7	9	0	5	4	18	21	12	10	129
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	2	5	4	3	7	8	16	2	6	10	7	12	82
	日数	12	26	26	15	37	38	85	10	37	46	35	74	441

平成30年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	3	6									10	19
	日数	0	19	36									64	119
尿路感染	人数	1	7	7									2	17
	日数	7	32	41									10	90
带状疱疹	人数	0	0	0									0	0
	日数	0	0	0									0	0
合計	人数	1	10	13									12	36
	日数	7	51	77	0	0	0	0	0	0	0	0	74	209